

発委第4号

発案書

議案第50号 令和5年度可児市一般会計補正予算（第4号）について  
に対する附帯決議

上記について、別紙のとおり発案する。

令和5年6月22日提出

提出者 可児市議会予算決算委員会

委員長 伊藤 壽

可児市議会議長 板津 博之 様

議案第 50 号 令和 5 年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）について  
に対する附帯決議

令和 5 年度可児市一般会計補正予算（第 4 号）の予算執行に当たり、次の事項について速やかに検討の上、実施されたい。

1. 新しく図書館機能を有した公共施設が商業施設内に設置されることに伴い、公の施設としての図書館分館の位置づけを明確にするため、可児市立図書館設置条例の改正を行うこと
2. 新しい図書館分館に係る経費を基金繰入金で賄っているが、新たな費用が経常的に発生することとなるため、図書館運営に係る経費については、今後安定的な財源確保を図り、他事業に影響を及ぼさないようにすること